

大分市における「一日公正取引委員会」の開催について

令和2年1月15日
公正取引委員会事務総局
九州事務所

公正取引委員会は、全国各ブロックに地方事務所等を置き（別紙1参照）、独占禁止法及び下請法の適切な運用や相談対応に努めておりますが、地方事務所等所在地以外の都市における独占禁止法等の普及啓発活動や相談対応の一層の充実を図るため、地方事務所等所在地以外の都市において、「一日公正取引委員会」を開催しています。

九州事務所管内では、本年度、大分市において、「一日公正取引委員会」を下記のとおり開催することとしました。

記

- 1 日 時 令和2年2月13日（木）10：00～16：00
- 2 場 所 コンパルホール3階（大分市府内町1丁目5-38）
- 3 内 容 （別紙2参照）
 - ・ 独占禁止法講演会
 - ・ 消費税転嫁対策特別措置法等講習会
 - ・ 下請法講習会
 - ・ 景品表示法講習会
 - ・ 消費者セミナー
 - ・ 入札談合等関与行為防止法講習会（地方自治体等職員向け）
 - ・ 独占禁止法教室（学校法人平松学園向陽中学校）
 - ・ 相談コーナー・展示コーナー

※ 独占禁止法講演会、消費税転嫁対策特別措置法等講習会、下請法講習会及び景品表示法講習会は、どなたでも参加いただけます（参加費無料）。定員は、独占禁止法講演会及び消費税転嫁対策特別措置法等講習会が70名、下請法講習会及び景品表示法講習会が50名（先着申込み順）。

参加を希望される方は、講演会等申込書（別添）に必要事項を御記入の上、令和2年2月7日（金）までにファクシミリでお申し込みください。

また、一日公正取引委員会は、相談コーナーを除き、カメラ撮影及び傍聴取材が可能です。御希望の場合には、事前に次の問い合わせ先まで御連絡ください。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局九州事務所総務課 電 話 092-431-5881（直通） FAX 092-474-5465
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/regional_office/kyusyu